

高山駅周辺まちづくり協議会  
第7回民有空間検討部会議事録

日時：平成16年11月15日13:30～

場所：高山市役所 大会議室（地下1階）

1. 開会挨拶

ただいまから、第7回高山駅周辺地区まちづくり協議会民有空間検討部会をはじめさせていただきます。

2. 高山市挨拶

お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。部会長が急用で欠席です。事務局長の立場ですが進行を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。先般ご案内させていただきましたが、災害等がありまして延期させていただきました。一言お断り申し上げます。区画整理ですが、先般JRに出向きまして、アンダー部分に関しては来年度から工事を着手するというので、協定について作業をしているところです。来年度から現場の着手をしまして、17年度から20年度、約4年かかるとお思います。国分寺通りから昭和町に抜けるボーリング場の交差点まで、来年度から工事を着手したいと思っています。移転も順調に進んでおり、来年度以降、東側については濃飛さんをはじめ一角の移転を計画しているところです。西側については道路の影響があるだろうと言われる。移転計画を現場では進めさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

3. 資料説明（建築物のルール）

4. 討議（建築物のルール）

事務局：前回マンセルについては、推奨する番号を決めたらどうかという意見などもありました。しかし、色を決めるよりもう少し緩い案で示す方が良いのではないかと意見もあり、事務局では、指導面等もあり、望ましい色彩、望ましくない色彩の両極のものを2つ並べて表していく方法で今回提示させていただきました。開口部について格子という話もありましたが、必ず格子を付けるという表現より、取り入れて下さる方には積極的に案を提示していくガイドラインでよいのではという意見であったとお思います。開口部についても比較的柔らかい、どうですかという程度の表現にとどめさせていただきます。ご意見等はありませんでしょうか。

委員：好ましくない色にパープルとありますが、京紫はどうなりますか。配布資料ですと同じ色にみえます。

事務局：カラーコピー機の調子により色の印刷が上手く出ていないようです。中間の領域をどうするかは難しいところです。藍染めで使われている紫は日本的なものを感じさせます。一方、特殊なホテルにおいて樹脂の蛍光色の紫などあります。同じ紫でも感じるものが随分違います。どちらかという蛍光性のある紫色を避けたいということであげさせていただきました。マンセルについていろいろ議論ありましたが、色の濃さ・薄さの組合せでたくさん種類があります。絶対的なものさしではなく、基本色を示す、系統の方向性をご理解いただければとお思います。

委員：回覧している色見本はDIC表示のものですね。

事務局：お配りしたものは、実際マンセルで決めても現実にはそのような建材は無いので、むしろDICの方が現実的には分かりやすいのではないかとということで、参考までに回覧しました。

委員：カナリア色など色彩で余り好ましくない色がありますが、某カメラ店、某ファーストフード店など意識されているのですか。他市においては、好ましくない色をマンセルで指定し、原色はだめとしましたが、原色ではないという言い方をされ、かなり派手な色の建物をつくられた例もあります。もう1点は、釉薬を使ったタイルの扱いは自然素材とは言わないという言い方になるのでしょうか。

事務局：タイルに関しては、洋服の色見本と同じで、タイル類はマンセルでは表現しきれず、いろいろな色が混ざっている建材が多いです。単色の規定では扱えないところがあります。細かい色見本、面になると形状が違ってきますので、面的にどのような色調になるか個々に議論するべきと思っています。マーク、文字など使わないといけないものは除き、建物のベースになる基準色として使われることは好ましくない、高山の駅らしくないと理解しています。委員の方のご意見も伺わせていただければと思います。

委員：指針のうち、建材は色見本の範囲によらずという文言を無視して初めから議論できるとはとられないように、言葉を整理すると良いと思います。

事務局：建物全体としては推奨するような色調の方向に見えるものに配慮する、というような表現などですね。

委員：色については考慮されていると思いますが、高山市まちづくり条例の茶系統を考慮していただければと思います。高山市は、この区域だけではなく二種の区域などその様な形で指導していますので、この部会で検討したということで良いモデルにしたい。

事務局：ガイドライン案は茶系色をもう少し具体的に砕いたもので、茶系色だけは相当広がりがあります。

委員：そのなか案としてまとめたと考えてよいですか。

事務局：この案では、少し幅を広げて、例えばグレー系や緑が入ったものです。茶には土の色とお茶の色と2種類解釈があります。文字だけの表現は非常に難しいです。一般には紅殻やえんじ、丁字が茶系色とされています。言葉だけでいうと御抹茶の色も茶の色です。伝統建材や壁で使われる色など幅広く取り込んで、茶というものの解釈を細かく考えました。個体色に固定することは難しいので、1つの幅広のものさしということで、実際に街の中を歩き、どの様な傾向の色が使われているかをある程度前提としながら、木の色、土の色、瓦の色、壁の色ということでひろいました。

事務局：計画中の建物は、この色見本なかに近いものが有りましたね。

委員：そうですね。

委員：色というのは、使う場所によっても違います。一部に使うと生きてくるとか、構造上の問題、素材などの問題があります。言葉での表現は難しいと思いますが、何とか1つの枠でとらえることができると思います。洋服の場合、生地素材で発色が異なり、微妙なイメージが違ってきます。色は考えるほど難しいです。

事務局：洋服の生地の見本と出来上がりと違いますね。

事務局：市販されているタイルなど、普通の住宅に使われる素材のなかで、好ましくない色彩の素材は市場にあるのでしょうか。普通の製品のなかに無ければ問題ないことと思います。

委員：まず普通の建材では無いです。カッティングシートなどを買って使うとなればどのようにでもできますが、一般建材では無いです。

事務局：現実的に問題になることは、先程ご指摘があったコンビニエンスストアの看板や特殊なホテルの看板など以外はあまりないと思います。特定の建物をコンセプトにしている電気屋さんや大手企

業の広告がありますが、減多に出てこないと思います。

委員：ユニーアピタはカナリア色よりもっと黄色です。大手は全国一律です。

事務局：アピタの場合は、基本デザインはイタリアのアルドロッシという建築家で、何種類か組合せがあり、景観整備地区内のものもあり、黄色を使わない場合もあります。その地域で、建築の事前相談のなかで、景観に入る地区ということになると、もっと落ち着いた色を使っている場合もあります。

委員：<sup>国産の、アピタ近く</sup>お城をメインに城山の観光をアピールしようとしていますが、そうすると後先になってしまいます。

事務局：意匠権があり、東京の代理の設計事務所が相談にはのられるようです。

委員：同じ色でも組合せによって非常にきつくなったり、シックに見えたりします。

事務局：対比例のケースがあります。

委員：例えば十六銀行さんの壁面だけ見ましたらかなり赤いです。格子のパターンとサッシの濃い茶色で引き締まります。

事務局：個人的な感想としては、もう少し赤が落ち着いた色であつたらこの建物はもっと良かったと思います。

委員：この赤はおそらく色見本の「えんじ」色だと思います。

事務局：まさに壁の漆喰に塗り込んだ紅殻の色です。日本の建物にあるので必ずしもいけないということではないと思います。何が日本的かは難しいですが、奈良、日光など、できた頃を思えば、朱色と銅緑色、青、白、きつい色が使われています。そのような色は、この提案にある程度拾ってあります。時代と共に色がくすんで落ち着いた見えます。

事務局：前は好ましくない色と好ましい色の対比も良いのではないかと考えています。今言われたような組合せを考えると、いろいろな色が発生します。落ち着いたというような言葉の補足を加えながら表現していくしかないかと思っています。このような色を表示して、明らかにおかしい、好ましくないという色は外し、1つの考え方として言葉だけでは足りないというご意見もありましたので、このように載せたいと思います。好ましい、好ましくない色はありますか。

委員：不安がある色は外してもよいかと思っています。例えばえんじの使い方です。えんじが駄目と決めるのではなくて、推奨する色としては不安を感じるものがあります。

事務局：例えば紅殻色、俗に言う茶色は丁子色に近い色で、その辺りで解釈ができれば、現実の適応のなかで考えますので、物差しとして計るという考えもあると思います。

委員：日本の伝統的な色ということで表現しています。日本の伝統的な色というような言葉を入れていくと1つの枠ができるような気がします。

事務局：言葉でも補強できるものは言葉で伝えていくというように、主旨として補強させていただきます。

委員：日本の伝統的な色彩という言葉自体に普遍性があります。微妙な色はイタリアやフランスではない色です。

委員：第二種景観区域は「道路から見える外壁等には、原色等を使用せず茶系統で落ち着いたものとする」という条例にマッチしますか。

事務局：基本的にベースはその条例を前提に考えました。高山でも現実にはそうですが、例えば土壁が全部茶系統かということ必ずしもそうでない部分もあります。現実にある色で日本的な色、あるいは高山にある色を持った方が良いか。鶯色、山葵色は多くの壁にあります。茶では表現できない部

分です。

事務局：色については、言葉の補足や伝統的な色彩という文言などを吟味しまして、またご説明させていただきたいと思います。

## 5. 資料説明（広告物、その他工作物のルール）

## 6. 討議（広告物、その他工作物のルール）

事務局：アンケートなどで建物の色と同じぐらい屋外広告物については重視していきたいという方向が見られました。屋外広告物についてはある程度明確なルール、多少の強制力、強い言葉での表現でまとめています。根本的なこととして、屋上広告物は設置しないという表現、壁面広告の表示面積は高山のまちづくり条例よりもかなり厳しい数字をあげています。もう一つ、突出広告については道路沿いには出さない、広告物は全て道路の敷地内には無いということで、基本的に作っています。あとは高さ、大きさ等はいろいろありますが、基本的には道路には出さない、はっきりと駄目なことは駄目という言い方で表現していますが、ご意見等いただければと思います。

委員：原則的にはこの形でまちづくりした方が良くと思います。

事務局：ガイドラインの案で悩んだことは、  
建てられる家の屋外広告物が道路に出さない  
ということになると、道路から全く見通すことができない部分になります。私どもとしては気になるところです。

委員：今までは出ており、突出看板も出ささせていただいていました。あの辺りは軒並み出していますので、皆と一緒に下がれば同じような理解ができたのではと思います。横丁に入る格好になるので、私どもにとっては厳しい感じを持っています。敷地内の30cm程度の範囲で表示するという考え方で対応していこうかという気持ちにはなっていますが、  
建物をどうするか、その  
対応に配慮をいただければ、横丁の雰囲気ガラッと変わってくると思います。駅の近くでも私どもの事務所がどこか分からないというようなことは無くしたいとは思っています。

委員：建物の計画は明確に決めていません。いろいろな問題があり、なかなか結論が出ず、まだ白紙の状態です。

委員：30cmは狭いですが、やむを得ない気はしています。表通りにすぐ隣だという案内を出させていただけることがあれば、一番ありがたいです。

事務局：  
一番厳しいかなという気はします。

委員：壁面の1/10以下ということは、看板として建物とは別に文字だけをつけた場合、扱いはどうなるのですか。

委員：市としては、広告物の基準として、文字の間隔が1文字以上あいているときは文字1字分と計算していきます。文字の間隔が文字1字より狭い場合は連続した看板として計算しています。

委員：ピックアップカメラの文字は大きいです。上全部が看板みたいな感じです。商売をしているので大きく見せたいという心理がありますので、難しいです。

委員：付ける位置によっても大きさが違ってくると思います。最上階の壁面ですともものすごく大きく感じます。3階建ての1階、2階に付ける場合、多少小さく見えるとか、そういうこともあるかと思えます。

委員：1壁面で1/10であれば、個数に関しては上限はなしという考え方でしょうか。複数設置する場合上限を設けた方が良くはないかという気もしますが、敢えて複数とうたってある理由は何

ですか。

事務局：ご指摘いただくまでは5つとか幾つもあることを想像していませんでした。

委員：1壁面に何個までとし、なおかつ1/10までとした方がよい気がします。

委員：特に建物に関して既存のものが結構あります。これから建て変わっていくにしても長い時間かかることもあります。このような街のなかでルールをつくった場合に、効果があらわれやすい、あるいは高山としてこのようなことをしましたということと言うと、広告物についてきちんとした方が、検討した効果が具体性を持つのではないかという座長さんのご意見もあり、広告物については他に比べると厳しい方針かと思います。委員の皆さんとして、駅前の将来を今後5年、10年いろいろ建て変わっていくなかで、どのような所にしていくか、その辺の重点のおき方になるかと思います。

委員：先手を切って、実際の摺り合わせをしていただかないと、理想だけつくってもあまり意味がありません。実際問題、若干時間がかかっても摺り合わせをして、あまり厳しくして守れないということになるとザル法になります。実現性のある案をつくっていただきたい。理想は理想でよいですが、現実どうなるか各企業がどこまで歩み寄れるか話していただい方が実行性が有りより良くなると思います。

委員：新築当時はルールに従いますから、規制の範囲でしますが、そこに商業ビルの場合ですとテナントが入り、結局、後からできる看板が問題になると思います。後からつくる物はなかなかチェックのしようがないです。窓ガラスに貼って1/10がいきなり1/5になったりすることが往々にしてあるような気がします。

委員：高山のJR駅は何か違う、広告が少なくセンス良くまとめてあるというイメージでJRさんにしていただけると、インパクトが強いと思います。もう少し踏み込んで言えば、JRさんに考えていただくのと更に景観が良くなると思います。

事務局：17、18、19年度ぐらいまでには、濃飛さんから今のセブンのあたりまで歩道の幅も広がります。植栽を植えたりして実際の完成を19年度ぐらいにできないかと思っていますが、その状況でイメージすると道路に看板が出ていたりすることはないと今は思っています。岐阜銀行さんも敷地内に看板をつくっていただいていますし、外へは一切出ておりません。その反対側の通りは、いろいろと看板が出ており、後追いでいろいろな看板が出て、対比しながら看板が出てない方が良く理解をしていただければと思っています。看板があって賑やかな方が良く、無くてきれいな方が良く、考え方もいろいろあると思いますが、歩道の上には遮る物がないようにしたいという思いです。濃飛さんも計画をそのようにしていただければと思っています。

委員：看板は少なくしていますが、スポンサーとしてお願いされる場合もあります。外壁面はあまり派手にしたくないです。壁面は相談しながらしていきたいという考えを持っています。ただ、収入フォローをどうするか、広告看板は相当、年間収入としてはあります。それが無くなるということとどうカバーするかはあります。今までのような広告看板は避けていきたいという考えは持っています。

委員：交通機関として、バス、鉄道、お客さんに対してどこに目的物があるかということなどはサインとして表示しないとイケません。パブリックな公共空間の景観とは少し区別して考えないとイケないと私どもは解釈しています。

委員：少なくとも4カ国ぐらいは案内をしないとイケません。お客さんが入って見える所はサインしておかないと、不案内になりますが、一般の施設の広告などは極力小さくして、高山らしさ、来て

みたいという雰囲気づくりはしていきたいという考え方を持っています。

委員：広告も皆さんに良い印象を持っていただいて、なおかつ広告収入があるという両方が両立する方法が一番良いです。

委員：センス良くして、広告収入も減らないように。名古屋などはJRでも広告が出ていません。

委員：動く広告塔、バスをラッピングすることに力を入れています。

委員：都市部の地下鉄は車両ごとラッピングした例があります。

委員：国道の表示も違うのですか。ローマ字表示できないですか。

委員：大きさと方向が決まっています。英語表示は多くあり、標準図を定めています。

委員：高山も外国の方が多いので配慮が必要です。

委員：名神高速道路はハングル語、英語、中国語が入っている看板もあります。

委員：外国語表記は、高山市内では郵便局が早かったですね。

委員：観光業界も東南アジア、中国語。JRもだいたいハングル語、中国語を重視しています。

委員：資料 p.6 のうち「地色は、低彩度で建物と調和する色を用い統一する」とありますが、建物が濃い色の時には、調和する色を優先するという意味ですか。

事務局：具体的には先程の推奨する色で示しました赤系統から緑の範囲のものをベースに使っていただければということです。

委員：艶やかな方になるか、暗い方かどちらですか。

事務局：暗い方、落ち着いた色になります。

委員：電飾の広告類も意識していると思います。

事務局：既存の建物で用途が変わり新しくお店ができたとなると、既存の建物がどういう色であったかということもありますが、派手な広告類で問題が起こり得るということです。

委員：点滅映像とありますが、文字が電気で紹介されているものも点滅のなかに入るのですか。以前、照明を使わずに回転して表示が変わるものがありましたがそういったものは駄目ということになるのですか。

事務局：既存では駅前のところには点滅の文字盤などがあります。ガイドライン案では今後は減らす方向で、電飾する点滅の文字盤も含めて、将来的には大型映像広告なども設置しない方向にしていきたいという考えです。

委員：先程の広告の色については建築物ほど厳密ではありません。使われる色が企業で決まっていたりしますので、あまり固い定義付けはしていません。表現上、壁面広告、突出広告、なるべく共通の表現をしながら、例えば突出広告で予想されることは触れておくなど、共通的な表現がよいと思います。以前は、コンビニエンスストアの広告が非常にあちらこちらで物議をかもしましたが、おそらく企業的に遭遇したためか、例えば最近はローソンでは青い細いストライプにしているなど、ところによって景観の規制があるところでは、ベタ塗りの看板は出さなくなりました。看板を外へ出さないで、ガラスの中側にしているなど、コンビニエンスも物議をかもしない、その場所にあわせるようになってきているようです。全国展開しているところは受け入れやすいのではないかと思います。

委員：今のお話のなかで、ショーウィンドウのなかの看板については対象にならないわけですね。

委員：屋外広告物ですので対象になりません。

委員：外に向けてガラス面の大きなものが入った場合、それは対象外ですか。

委員：窓面に貼ったものは、このガイドライン案で提案しています。

委員：例えば、店内の派手なものが通りから見えるなどの場合はどうなりますか。

委員：それはコントロールしようがないです。要するにインテリアが見える感じで、インテリアが広告物になっているという場合は規制が難しいです。

委員：銀行さんなど、大きいショーウィンドーの裏側に大きなものを付けた場合、それは広告なのか、広告でないのか。

委員：町の運営管理、景観を維持していくなかで地域としてのルールは決めていただきたいと思います。例えば、そこにガラスのなかに大きい生け花あることと、金利何%とかの表示があるのでは全く街並みに対する雰囲気違います。ただし、対象物としては、屋外広告物の定義から外れています。

委員：それについては何も触れなくても良いのですか。

委員：ショーウィンドーも街並みらしさを感じさせるものに皆で努力していきましょう、という大きな目的意識が要ります。ビジネス広告がどんどん出てくることは如何なことかと。

委員：今のところは対象外ですね。

委員：中に入ってしまうえばそうです。コメントを付けて表現していくことになりますので、

そのようなことにも配慮する事項などについて文章で表記することはできると  
思います。

また、今後、高山市として景観にどのように取り組んでいくかということがあります。ある町ではショーウィンドーのデザインコンクールをしています。良いものは毎年表彰しましょうというレベルアップを図るというやり方もあります。ショーウィンドーは夜のまちの雰囲気に対して非常に影響が大きいです。幾つか高山で良いお店の例もあります。一方で推奨するというところもあるかと思えます。

委員：垂れ幕はどうするのですか。

委員：ここではご意見もあり、のれんを入れていますが、むしろ、のれんそのものというより垂れ幕を取り入れた方がよいかもしれません。登り旗もそうですが、どのくらいの期間置かれているのか。お祭りの期間など、ある一瞬あるものは行事ですので規制外と思います。広告に使われるものはどうするかです。

委員：登り旗も垂れ幕も屋外広告物であり、許可が要ります。期間は2ヵ月限定です。民地で立てられますが、官地では当然立てられません。垂れ幕等で許可を出したことがあるところは本町では大売り出しなどは許可を取ってみえますが、当然道路に支障もあるということで、その他については垂れ幕、登り旗については本来は禁止です。他の地区では登り旗は禁止しており、その町内会の方が道路沿いを周り取っています。大売り出しなどは期間限定です。そのように地域ぐるみでされているところはあります。面積の総計が何㎡以下とかあります。岐阜県の条例では総計が50㎡とあります。壁面広告の事項で面積は、1/10とありますが面積が大きければ何㎡までと、上限を決めていただければと思います。

委員：パトライトは点滅広告に入りますか。黄色、緑、赤などの色があります。

委員：例えば病院など機能上絶対に必要なものがあります。床屋さんは世界共通のマークですね。

委員：点滅の部類に入れて、法的に必要な場所は別にする、例えば駐車場の出口の点滅があります。

委員：現状で点滅のものはありますか。

事務局：ラーメン屋さんがあります。

委員：基本的には点滅表示として原則として避けるという表現でよいですか。

委員：バリアフリー対策、建物に入る段差の解消などに触れていません。前ありました雪の対策、側溝の整備などは公共空間になるのですか。バリアフリー対策は通常のお土産屋さんなど民間は必要ないですか。

事務局：是非必要と思います。以前、バリアフリーという言葉ガイドラインの指針の中に入れてもよいという議論がありましたが、アンケートの結果、色彩、広告などが上がり、バリアフリーの議論が下火になったような気はしますが、バリアフリーは必要と思います、当然大きな会社ではバリアフリー対策をしていただかないといけないものだと思っています。歩道の融雪などについては公共空間でします。お金がかかる話で駅前など議論があることはあります。道路については公共空間で検討させていただきます。

委員：基本的にはバリアフリーに触れておくべきでしょうし、ご意見ありましたように、ユニバーサルデザインということで、いわゆる身体的障壁だけでなく外国の方の利用も含めて、壁のない、障壁のないまちづくりと言われていきますので、再度どのような表現をするか検討して付け加えたいと思います。

事務局：他にご意見等ありますか。11月30日にまちづくり協議会に経過報告をしたいと思っています。今日まで詰めてきたことを協議会にかけたいと思っています。協議会のメンバーの方は岐阜大学の教授、中部地方整備局の景観課長、建築課長、岐阜県の都市整備課長、建設事務所長、民間は商工会議所の専務理事、男女共同参画推進懇話会、潤いのあるまちづくり審議会、社会教育連絡協議会等に委員になっていただき、今までの内容について一度図りたいと思います。そのなかに、民有空間の検討部会の代表ということで、部会長に委員に入らせていただきながら、いままでの経緯等を説明していただいて、協議会の方々にご意見をお聞きします。その後、もう一度皆様方に図りたいと思っています。協議会にこのような内容、意見などをあげてもよろしいでしょうか。

それでは最後に整備局の方からご意見などございましたらお願い致します。

委員：今日はありがとうございました。今日の議論については、計画課に事前に話をしておきたいと思います。

事務局：本日はお忙しいところありがとうございました。第7回の民有空間検討部会を閉会いたします。